

(平成25年10月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から44年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和42年*月頃に、父が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②は、私が、当時住んでいたA市の市役所分室で国民年金保険料を納付していたので、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、自身で国民年金保険料を納付していたとする昭和45年7月以降、申立期間②を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間②前後を通じて申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況にも大きな変化が見られないことから、保険料の納付意識が高かった申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したのもと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間①に係る保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、20歳になった昭和42年*月頃に、父親が国民年金の加入手続を行ったと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿及びその前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、44

年2月頃に払い出されたものと推認でき、この頃に国民年金の加入手続きを行ったと考えられる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料は、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても未納となっていることが確認できる上、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人の父親が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から同年6月まで

私は、夫の転勤で昭和59年11月頃にA町（現在は、B町）からC市に転居した際に、C市役所において転居前から任意加入していた国民年金の手続を行い、その後、翌年の6月まで国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、昭和51年10月に国民年金に任意加入し、以降申立期間を除く全ての国民年金加入期間について国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和60年2月22日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、申立期間は、国民年金の未加入期間とされているものの、当該資格喪失の入力処理は、同年4月30日に行われていることが確認できることから、申立人に対し、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されていた可能性が考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和59年7月から60年1月までは、当初、国民年金保険料が未納と記録されていたが、61年2月6日に納付済みに訂正されており、当時申立期間についても行政側の記録管理が必ずしも適切ではなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月30日から同年5月1日まで

申立期間は、勤務していたC社がA社に合併された時期であり、勤務場所や仕事の内容に一切変化は無かったのに、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び申立人と同時期に転籍したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係る関連会社に継続して勤務し(昭和25年4月30日にC社からA社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和25年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対する申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月30日から同年5月1日まで

申立期間は、勤務していたC社がA社に合併された時期であり、勤務場所や仕事の内容に一切変化は無かったのに、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び申立人と同時期に転籍したとする同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和25年4月30日にC社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和25年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対する申立人の厚生年金保険被保

険者資格の取得に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月30日から同年5月1日まで

申立期間は、勤務していたC社がA社に合併された時期であり、勤務場所や仕事の内容に一切変化は無かったのに、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の夫が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立人と同時期に転籍したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和25年4月30日にC社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和25年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対する申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、

申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月30日から同年5月1日まで

申立期間は、勤務していたC社がA社に合併された時期であり、勤務場所や仕事の内容に一切変化は無かったのに、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び申立人と同時期に転籍したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係る関連会社に継続して勤務し(昭和25年4月30日にC社からA社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和25年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対する申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年6月1日から28年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を27年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月頃から28年8月1日まで

昭和27年5月頃から28年9月まで、A社B出張所の事務職員として勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録は、同年8月1日から同年10月1日までの2か月間となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「A社55年史」において確認できる社員の入社年月（以下「入社年月」という。）によると、申立人は、昭和27年5月にA社に入社していることが確認できること、及び当時の同社B出張所長は、「昭和27年5月に、申立人及び他の同僚一人を採用した。」と供述しているところ、当該申立人と同時期に採用されたとする同僚の入社年月は、申立人と同様、27年5月となっていることから判断すると、申立人は、同年同月に同社に採用され、申立期間について、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当時の資料が見当たらないため、当時の状況は不明である。」と回答しているものの、前述の同社B出張所長は、「申立人及び申立人と同時期に採用した同僚は、いずれも正社員として採用しており、同時期に厚生年金保険に加入させる取扱いであった。両人は、加入と同時に給与から同保険料を控除されていたはずである。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿によると、当該申立人と同時期に採用されたとする同僚は、昭和 27 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから判断すると、申立人は、昭和 27 年 6 月 1 日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 28 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同年代の同僚に係る標準報酬月額から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで
申立期間は、A社に勤務しており、昭和47年10月1日付けで同社B支店から同社C支店に異動したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人の社員カード及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和47年10月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている昭和47年9月の随時改定の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保存していないことから不明である旨回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和47年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行

ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成17年2月から同年8月までは18万円、同年9月は20万円、同年10月及び同年11月は18万円、同年12月は22万円、18年1月から同年3月までは24万円、同年4月は18万円、同年5月は24万円、同年6月は18万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から19年1月までは22万円、同年2月及び同年3月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月1日から19年4月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、保管している給与明細書の給与支給額及び保険料控除額に見合っていないと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管するA社に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年2月から同年8月までは18万円、同年9月は20万円、同年10月及び同年11月は18万円、同年12月は22万円、18年1月から同年3月までは24万円、同年4月は18万円、同年5月は24万円、同年6月

は 18 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月から 19 年 1 月までは 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4766（函館厚生年金事案 14 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 3 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を 32 年 8 月 1 日、同資格喪失日に係る記録を 33 年 3 月 26 日とし、当該期間の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月頃から 33 年 10 月頃まで
申立期間は A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について調査し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい旨を年金記録確認函館地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、同委員会から認められないとの通知をもらった。
しかし、その回答に納得がいかないため、再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料は無く、申立人の会社名及び勤務期間の記憶も曖昧であること、ii) 調査の結果、申立てに係る事業所は B 事業所と確認できたが、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 21 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所として新規適用、31 年 7 月 1 日付けで全喪、同住所にて引き続き C 社として、同年 8 月 1 日付けで新規適用、44 年 2 月 1 日付けで D 社へ名称変更後、平成 5 年 8 月 31 日に全喪しており、事業主も既に死亡していることから、申立内容に係る事実を確認できる関連資料は無いこと、iii) 同僚の証言内容では勤務の実態は確認できるが、勤務期間、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については確認できないこと等を

理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づき、平成20年4月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間は、A社に工員として勤務し、運搬の業務に従事した。その間、厚生年金保険に加入していたと思う。同僚二人の名前を挙げるので、再度調査してほしい。」と主張していることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた22人(申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。)に照会したところ、回答を得られた13人のうち3人は、申立人が当該事業所に勤務し、工員として運搬の業務に従事していたことを記憶している上、そのうち申立人と同じ運搬の仕事をしていたとする二人のうち一人は、「私は、A社に、昭和31年の8月頃から33年の3月頃まで勤務した。申立人は私のすぐ後に入社し、同じ頃に退職したと記憶している。」と供述しており、他の一人は、「私は、昭和31年9月頃から33年2月頃まで勤務したが、私が入社した時には申立人は既に勤務しており、私が辞める時にもまだ勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和31年8月頃から33年3月頃までの期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、被保険者名簿によると、回答を得られた同僚のうち、複数の同僚が工員であったとして名前を挙げた他の9人は、いずれも、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、回答を得られた同僚のうち、申立期間当時、当該事業所の給与及び社会保険の事務担当者であったとする者は、「男性の工員は、ほぼ全員が厚生年金保険に加入していたと思う。同保険の加入について希望を聞くようなことは無かった。」と供述している上、当該事務担当者を含む同僚6人は、「当該事業所の男性工員数は15人から20人程度であった。」と供述しているところ、被保険者名簿によると、昭和31年から33年当時における男性被保険者数(当該事業所の取締役等であった被保険者を除く。)は20人前後で推移していることが確認できることから判断すると、当該事業所では、ほぼ全ての男性工員を厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったものと考えられる。

一方、前述の事務担当者及び回答を得られた同僚のうち、工員として勤務していたとする男性4人は、「工員の場合は試用期間があった。試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、申立人より少し前に入社し、申立人と同時期に退職したとする同職種の前述の同僚は、被保険者名簿によると、自身が記憶する勤務時期から12か月後の昭和32年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、

回答を得られた13人からは、試用期間が1年を超えていたとする者は確認できないことを踏まえると、申立人については、遅くとも、当該同僚が同保険の被保険者資格を取得した日には同資格を取得していたものと判断できることから、申立人の当該事業所に係る同保険の被保険者資格取得日については、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立人と同時期に退職したとする同職種の上記の同僚は、昭和33年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、前述の「私が辞めた時には申立人はまだ勤務していた。」と供述する同僚は、被保険者名簿によると、同年2月25日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから判断すると、申立人の当該事業所に係る同保険の被保険者資格喪失日については、同年3月26日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から33年3月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期に入社したとする同年齢、同職種の同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから確認することができないが、A社に係る被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年8月から33年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和31年4月頃から32年8月1日までの期間について、事業所名簿によると、A社は、31年8月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち同日より前の期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記2のとおり、申立期間当時、当該事業所では、男性工員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと判断できるところ、上記2の事務担当者は、「試用期間について、給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と供述している上、

回答を得られた同僚 13 人からは、同保険の被保険者資格を取得する前に給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

申立期間のうち、昭和 33 年 3 月 26 日から同年 10 月頃までの期間について、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、前述の回答を得られた同僚 13 人からは、当該期間について、申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の昭和 31 年 4 月頃から 32 年 8 月 1 日までの期間及び 33 年 3 月 26 日から同年 10 月頃までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4767

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和41年12月1日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社から提出された人事記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務(A社から同社C工場に異動)していたことが認められる。

なお、異動日については、A社C工場は、昭和41年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、B社は、「資料は残っていないが、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年12月1日までの期間は、A社において同保険に加入する取扱いであったところ、当時の事務担当者が資格喪失日を誤って同年11月21日として届け出た可能性も考えられる。」と回答していることから、同年12月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和41年12月1日であると認められる。

北海道国民年金 事案 2317 (旭川国民年金事案 412 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 45 年 7 月までの期間及び 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 45 年 7 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで

前回の申立てでは、昭和 36 年 10 月頃に、父が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、41 年 4 月に結婚するまでは、父が私の国民年金保険料を A 市役所で納付してくれた。結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を同市役所や B 銀行 C 支店で納付しており、申立期間の保険料額は 3 か月分で 990 円から 2,250 円だったと記憶している。

また、昭和 46 年 3 月末頃に、D 市へ転居した際に国民年金手帳を紛失したため、再度、国民年金の加入手続をしたが、A 市で納付していた期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないため、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないと判断された。

再申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな事情は無いが、保険料を納付していたことは確かなので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立人の父親が昭和 36 年 10 月頃に申立人の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、46 年 3 月末頃に、E 県 D 市へ転居した際に国民年金手帳を紛失したため、再度、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、D 市で 46 年 4 月 7 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、A 市を管轄する F 社会保険事務所 (当時) において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず

ないこと、ii) 申立人は、41年4月に結婚するまでは、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付し、結婚後は、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父親は既に亡くなっており、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況等を確認することができない上、申立人の妻の納付記録は、申立期間全てについて未納であり、申立人の納付記録と一致すること、iii) 申立期間に申立人が納付したと主張する国民年金保険料額（一人当たり3か月分で990円から2,250円）は、申立期間に実際に納付する金額と相違している上、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及び父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等を理由として、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年11月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認旭川地方第三者委員会の決定に納得がいかないとして再申立てを行っているが、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな資料等を提供することなく、申立期間の保険料を納付していたのは確かであると主張するのみである上、同委員会においてこれまで収集した資料及び調査内容を再度検討したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は無く、ほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月及び59年4月から60年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月
② 昭和59年4月から60年1月まで

自営業者は国民年金に加入しなければならないことを知っていたので、会社を退職後国民年金に加入し、私の妻が、私と妻の国民年金保険料を一緒に納付していたが、申立期間②について、妻の保険料のみが納付済みとなっている。

また、以前、社会保険事務所（当時）で私の年金記録を確認した際、国民年金保険料の未納は無いと言われており、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳の記載内容及びオンライン記録により、申立人は、昭和57年4月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないことから、申立人は、申立期間①において国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立期間②に係る申立人の昭和59年4月14日付けの国民年金被保険者資格取得の記録が、平成10年9月4日に追加で記録されていることが確認できることから、申立人は、同年7月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、その際、それまで国民年金の未加入期間であった申立期間②が遡って加入期間とされたものと推認でき、当該加入手続が行われた時点では、申立期間②の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から15年6月までの期間及び同年11月から20年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月から15年6月まで
② 平成15年11月から20年7月まで

申立期間の国民年金保険料のうち、大部分の保険料を、自宅を訪れたA社会保険事務所(当時)の職員と名乗る女性及び二人の男性に納付した。その際、領収書は受け取っていない。

また、それ以外の保険料については、コンビニエンスストアや金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社会保険事務所の職員と名乗る女性及び男性二人に対し、申立期間の国民年金保険料のうち、大部分の保険料を自宅で納付し、それ以外の保険料をコンビニエンスストアや金融機関で納付したと主張しているが、その納付期間、納付時期及び納付金額を記憶しておらず、納付したとするコンビニエンスストアや金融機関の記憶も無く、申立期間の保険料納付に関し、具体的な供述を得ることができない。

また、両申立期間は、平成14年4月以降であり、既に基礎年金番号制度が導入され、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、年金記録に収録される保険料納付記録は、収納した金融機関等からの電磁的データをもって収録される等、事務処理の機械化が一層促進されており、記録漏れや記録誤りが生じる可能性は極めて低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることについて、社会保険事務所の職員による詐取又は横領に起因するものであるとしているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、詐取又は横領の事実があったか否かについて調査する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで

私が20歳になったとき、両親や兄夫婦と同居しており、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間当時、父は農業を営んでおり、兄から、父が家族の国民年金保険料や税金等をまとめてA農協の組合員勘定から納付していたことを聞いた。

申立期間について、兄夫婦の国民年金保険料は納付済みであり、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった昭和38年*月、父が私の国民年金の加入手続を行い、その後、父のA農協にある組合員勘定から国民年金保険料を納付してくれた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は、39年3月31日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張とは相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年3月の時点では、申立期間のうち、38年1月から同年3月までの国民年金保険料は過年度保険料であり、当該保険料は社会保険事務所（当時）又は国庫金歳入代理店である銀行等に納付することになることから、申立人の当該期間の保険料は、申立人の兄の保険料と一緒に農協の組合員勘定から納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料についても、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からB市の現年度保険料としての納付期限まではごく短期間であることから、農協の組合員勘定からの兄の保険料納付とは別に納付することが必要であったと考えられるところ、保険料を納付し

ていたとする申立人の父親は既に死亡しており、当時の保険料納付の状況を確認することができない上、申立人が、申立期間の保険料納付を証言してくれるとした申立人の兄からも、当該保険料納付について、具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、当時の申立人の住所地と同じB市C町に居住し、昭和38年1月から同年12月までの間に20歳になり、かつ、申立人と同じ39年3月31日に国民年金手帳記号番号が払い出された者が、申立人を含めて24人確認できるが、特殊台帳及びオンライン記録により、申立人を含む全員について、20歳到達月から同年3月までの国民年金保険料が未納であることが確認できる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4768 (函館厚生年金事案 17 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 15 日から 45 年 5 月 30 日まで
② 昭和 45 年 10 月 15 日から 46 年 5 月 30 日まで
③ 昭和 46 年 10 月 15 日から 47 年 5 月 8 日まで
④ 昭和 47 年 11 月 20 日から 48 年 5 月 30 日まで
⑤ 昭和 49 年 10 月 7 日から 50 年 3 月 30 日まで
⑥ 昭和 50 年 11 月 20 日から 51 年 2 月 28 日まで
⑦ 昭和 51 年 10 月 5 日から 52 年 2 月 15 日まで
⑧ 昭和 52 年 9 月 15 日から 53 年 2 月 5 日まで
⑨ 昭和 53 年 9 月 20 日から 54 年 3 月 5 日まで

私は、昭和 44 年 10 月から 54 年 3 月までのうち、A社のB工場勤務していた期間以外は、C社で荷役作業をしていた。

しかしながら、C社に勤務していた申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同保険の被保険者であったことを認めてほしいと年金記録確認函館地方第三者委員会(当時)に申し立てたが、申立ては認められなかった。

申立期間に勤務していたことは間違いなく、今回、当時のことを証言してくれる同僚が新たに見付かったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、C社は、既に法人の解散及び清算が終了しており、関連資料の確認ができないこと、ii) 申立人について、申立期間に係るC社の雇用保険の加入記録が確認できないこと、iii) 雇用保険の記録によると、申立期間①及び④の大半は、A社)

の雇用保険加入期間と重複しており、申立期間⑤から⑨までについては、雇用保険の給付を受給していたことを示す求職者給付記録があること、iv) 複数の同僚の供述及び親会社のD社の回答によると、勤務実態は認められるが、厚生年金保険料の控除については確認できないこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づき、平成20年5月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立内容について証言してくれる者として、自身と一緒に従事し、その後、C社でも一緒に勤務していたとする同僚及び同社の親会社の経理担当者であったとする同僚の二人の名前を挙げている。

このため、両人に照会したところ、一緒に勤務していたとする同僚は、「申立期間①及び④の一部の期間で合わせて10か月程度、申立人と一緒にC社組に勤務した。その時、申立人から、同社で健康保険、厚生年金保険及び失業保険を掛けてくれるということなので、このまま勤務することにしたとの話を聞いたことを覚えている。」と供述しているものの、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該同僚が申立人と一緒に同社に勤務したとする期間には別の事業所であるA社で同保険に加入していたことが確認できる上、C社の親会社の経理担当者であったとする同僚は、「申立人とは面識が無く、直接担当していないので、申立人の厚生年金保険の取扱いについては明言できないが、当社では、グループ会社を含め従業員の社会保険への加入については、法の基準に合わせ厳格に取り扱っていた。」と供述しており、当該二人の同僚からは、申立人の申立ての事実を裏付ける供述及び資料を得ることができなかった。

また、申立期間当時、C社で厚生年金保険に加入していた同僚のうち生存及び所在が判明した13人に照会し、10人から回答が得られたが、いずれの者からも申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除について、具体的な供述を得ることはできなかった。

そのほか、年金記録確認函館地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4769

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月頃から同年 8 月頃まで

申立期間は、A社B出張所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時の名刺を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する名刺及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が、申立期間中にA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、及び同標準報酬改定通知書を提出し、「申立人の勤務については不明であるが、保管している各届出書に申立人の名前が無いことから、申立人の厚生年金保険の加入手続は行っておらず、同保険料も控除していない。」と回答している。

また、申立期間当時、当該事業所のB出張所で勤務していたとする複数の同僚は、「申立人が入社した頃に社員旅行があり、申立人もこの旅行に参加した。申立人は、社員旅行から戻った直後に退職した。申立人が勤務していた期間は、1週間から10日程度である。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚14人に照会し、9人から回答を得られたものの、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、

同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間は、A社B工場（現在は、C社D工場）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「E商店に勤務していたが、仕事が無くなり、A社B工場を紹介され、勤務することになった。」と主張していることから、C社D工場に照会したところ、「確認できる資料が無い。」と回答しており、申立人の当該事業所における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 58 年 5 月に被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 4 人に照会したものの、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、申立人の夫が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間のうち昭和 58 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間において、夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

なお、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 58 年 5 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間は、E商店における雇用保険の加入記録があり、当該期間は同社で厚生年金保険に加入していたことも考えられるが、事業所名簿によると、同社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4771 (事案 1397 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月1日から36年4月20日まで
② 昭和46年6月1日から平成5年8月10日まで

昭和27年9月からA社(申立期間①当時は、B社)に勤務し、申立期間①については、実習生として渡米していたところ、渡航の際に事業主から休職扱いとして厚生年金保険に加入させると言われていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない、申立期間②については、同社の運転手として働き、標準報酬月額については最高等級において厚生年金保険に加入させるとの事業主と約束で、事業主負担分も含めた厚生年金保険料を支払っていたと、それぞれ厚生年金保険の被保険者加入期間の相違及び標準報酬月額の相違について申し立てたが、第三者委員会から記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

今回、新たな資料として、C生命保険相互会社(以下「C生命」という。)の企業年金保険支払通知書及び当該支払に係る平成2年退職所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)を提出するので、改めて調査の上、申立期間①については厚生年金保険の被保険者であったこと、申立期間②については、最高等級の標準報酬月額への訂正について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和33年6月頃から実習団員として渡米し、36年4月にB社に復職した。」と申し立てているところ、i) 当該実習団長であったとする大学教授は、「申立人は実習団員の一員として昭

和 33 年 7 月から 36 年頃まで一緒に渡米していた。」と供述していることから、申立期間①中に申立人が当該事業所において勤務の実態が無かったものと推認されること、ii) 申立人は、「事業主から申立期間①は休職扱いとし、厚生年金保険に加入させると聞いた。」と申し立てているが、当該事業所では、当時の資料が保存されておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間①における申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用等について関連資料等を得ることができないこと、iii) 当該事業所の設立時の役員 5 人のうち 2 人は既に死亡しており、残りの 3 人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できず連絡先不明のため供述が得られない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚 7 人のうち連絡の取れた 2 人からも、申立人の申立期間①当時の雇用形態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができないこと、iv) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当該事業所が C 生命と契約した企業年金保険の支払通知書及び当該支払に係る源泉徴収票を提出し、「申立期間①が、企業年金保険の加入期間に含まれ勤続年数に数えられていることから、当時の事業主が言っていたとおり、当該期間についても厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張している。

しかしながら、上記源泉徴収票の記載により、申立期間①が企業年金保険の加入期間に含まれ勤続年数に数えられていることが確認できるものの、当該事業所は、「当社が、C 生命と企業年金保険の契約をしていたことはあるが、既に解約しており契約内容や加入条件等の詳細は不明であり、企業年金保険の加入期間について、厚生年金保険に加入する取扱いをしていたか否かについては分からない。」と回答している上、C 生命は、「退職年金規程が保存されていないため、A 社の制度において企業年金保険と厚生年金保険の加入期間に関連性や連動性があったか否かは不明であるが、通常は制度としての両年金の加入期間に関連性や連動性は無い。また、昭和 47 年 2 月 1 日から平成 16 年 12 月までの契約期間内に限ると、適格企業年金制度の仕組みと厚生年金保険の適用要件から適格企業年金の加入者が厚生年金保険に加入していたものと推察することは可能であるが、契約期間外である申立期間①について、企業年金保険の加入期間となっていたとしても、厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」と回答している。

また、申立人は、「当該事業所の年金に関する諸制度は、全て昭和 40 年代に特例により 10 年程度遡って手続されたものであり、厚生年金保険も同

様である。当時の社長が、私については、当該事業所が法人化されるずっと以前から勤務していたことから、米国に行っていた期間はその期間と相殺して年金を掛けておくと言っていたので、申立期間①についても厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、昭和40年代当時、厚生年金保険について保険料納付の時効となる2年を超えて、遡って保険料納付が可能となる特例制度は設けられていない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社の運転手として働き、標準報酬月額については最高等級において厚生年金保険に加入させるとの事業主と約束で、事業主負担分も含めた厚生年金保険料を支払っていた。」と申し立てているところ、i) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びオンライン記録による申立人の標準報酬月額は、当該事業所が加入しているD厚生年金基金の記録による申立人の標準報酬月額の記録とほぼ一致していること、ii) 申立人は申立期間②のうち昭和51年から平成5年までの確定申告書を保管しているが、当該確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、増減を繰り返しており、申立人が主張する厚生年金保険の最高等級の標準報酬月額に基づく社会保険料額の推移並びに申立人の被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額の推移のいずれにも符合しない。また、昭和51年から55年までの社会保険料控除額は、当時の国民年金保険料の年額とほぼ合致しており、当時国民年金に加入していた申立人の妻の国民年金保険料額と考えられるが、56年から平成5年までについて申立人の妻の国民年金保険料が含まれているかの判別ができない上、申立人は、「当該確定申告書は妻が記載したものであるが、社会保険料控除額を間違えて記載している。」としていることから、当該確定申告書をもって申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額を推認することはできないこと、iii) 当該事業所では、申立期間②当時の厚生年金保険関係の資料は保存していないとしており、申立ての事実を確認できる関連資料等を得ることができない上、被保険者原票及びオンライン記録には、申立人の申立期間②の標準報酬月額について訂正等を行われておらず、社会保険事務所(当時)において不合理な処理が行われた形跡は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②について新たな資料を提出することなく、改めて調査の上、最高等級の標準報酬月額への訂正を認めてほしいと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。